

厚生労働省北海道労働局発表

令和 8 年 7 月 21 日

担当 北海道労働局

雇用環境・均等部 指導課

報道関係者 各位

北海道労働局における 『令和 7 年度個別労働紛争解決制度の施行状況』

～「いじめ・嫌がらせ」が 15 年連続最多～

北海道労働局（局長 むらまつ たつや 村松 達也）は、「令和 7 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 1 **令和 7 年度の総合労働相談^{※1} 件数は 35,871 件**であり、前年度に比べて 522 件増加した。労働者からの相談が最も多く 24,390 件だった。
- 2 民事上の個別労働紛争^{※2} 相談件数は、前年度に比べて 997 件増加した。内容は**「いじめ・嫌がらせ」が 2 割に及び、15 年連続最多**となった。
- 3 「助言・指導^{※3}」の申出件数は減少したが「あっせん^{※4}」申請件数は増加した。

内 容	件 数	前年度比		全 国
総合労働相談件数	35,871 件	522 件増	1.5%増	1,198,010 件
民事上の個別労働紛争相談件数	11,416 件	997 件増	9.6%増	277,053 件
うち、いじめ・嫌がらせ	2,655 件	173 件増	6.9%増	55,614 件
助言・指導申出	195 件	9 件減	4.4%減	9,616 件
あっせん申請	147 件	56 件増	61.5%増	4,486 件

【北海道労働局の取組】

総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、紛争の迅速な解決に取り組みます。

【別添資料】

資料 1 総合労働相談等の状況

資料 2 令和 7 年度における助言・指導及びあっせん事例等

資料 3 リーフレット「総合労働相談コーナーをご利用ください」

北海道道政記者クラブ・北海道経済記者クラブ同時提供

- ※1 「総合労働相談」：北海道労働局、道内労働基準監督署（支署）内 18 か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。
- ※2 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。
- ※3 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、北海道労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※4 「あっせん」：北海道労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や特定社会保険労務士など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

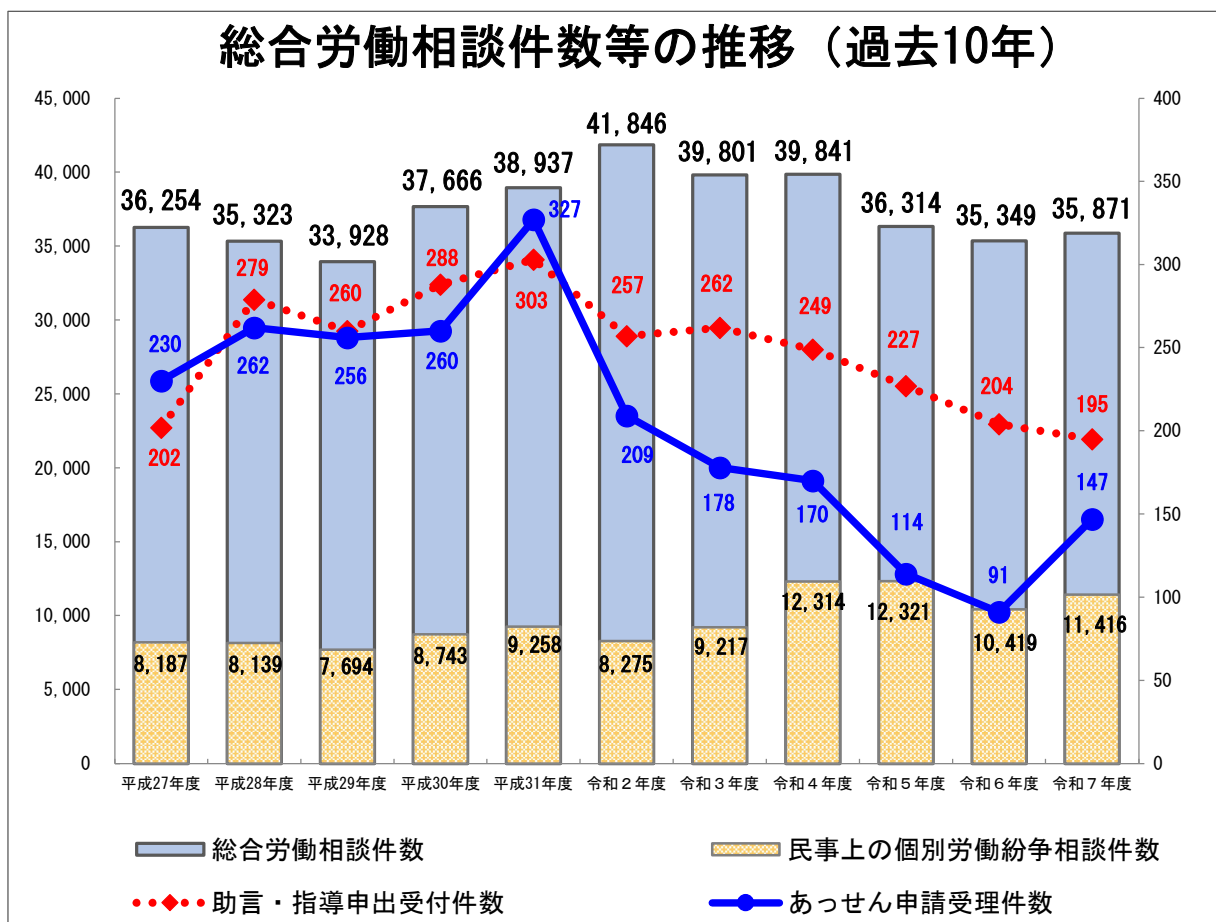
1 総合労働相談の状況

(1) 総合労働相談件数

令和7年度に総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は35,871件であり、前年度に比べて522件増加した。

相談者の内訳は労働者が24,390件、事業主が6,936件、その他が4,545件だった。

総合労働相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」、「自己都合退職」及び「解雇」等のいわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談は11,416件（全相談の31.8%）で、前年度に比べ、件数で997件増加した。



（※ 棒グラフ全体は総合労働相談件数を示し、民事上の個別労働紛争相談件数はその内数）

(2) 民事上の個別労働紛争の相談内容

令和7年度に総合労働相談コーナーに寄せられた民事上の個別労働紛争に係る相談全11,416件のうち、最も多い内容は「いじめ・嫌がらせ」を含むものであり、その件数は2,655件（23.2%）だった。

次いで「自己都合退職」に関する相談が2,374件（20.8%）、「解雇」に関する相談が1,587件（13.9%）、「労働条件引下げ」に関する相談が1,267件（11.1%）での順だった。

令和 7 年度 民事上の個別労働紛争の内訳

相談内容	件数	比率※1 0.0% (延べ数に対する比率) 20.0%
いじめ・嫌がらせ	2,655	23.3%
自己都合退職	2,374	20.8%
解雇	1,587	13.9%
労働条件引下げ	1,267	11.1%
退職勧奨	1,146	10.0%
雇止め	629	5.5%
出向・配置転換	515	4.5%
雇用管理改善等	402	3.5%
賠償	373	3.3%
その他の労働条件	2,368	20.7%
上記以外	1,695	14.8%
相談内容の内訳延べ数	15,011	

※1 民事上の個別労働紛争の相談件数（11,416 件）に対する比率。

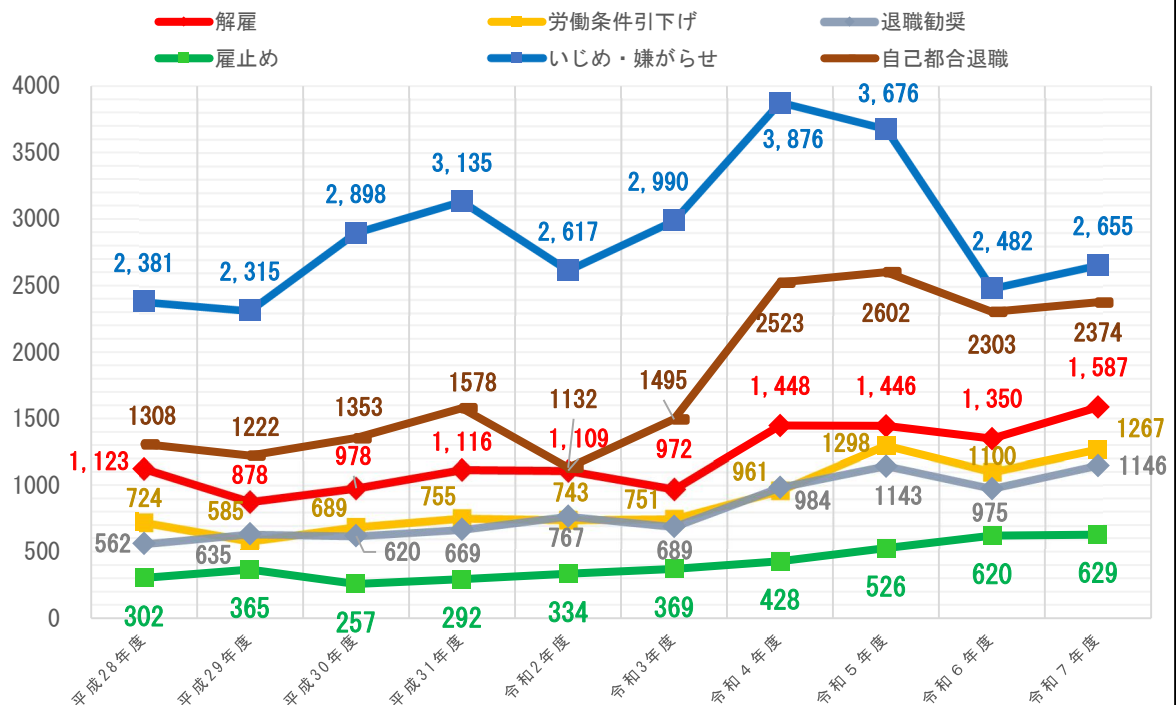
※2 一回の相談において複数内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上している。

（3）民事上の個別労働紛争の相談内容の推移

令和 7 年度における北海道労働局内で最も件数が多い相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」であった。

「いじめ・嫌がらせ」は、平成 23 年度から 15 年連続で北海道労働局内における最も件数が多い相談内容である。

主な労働相談内容の推移（過去10年）



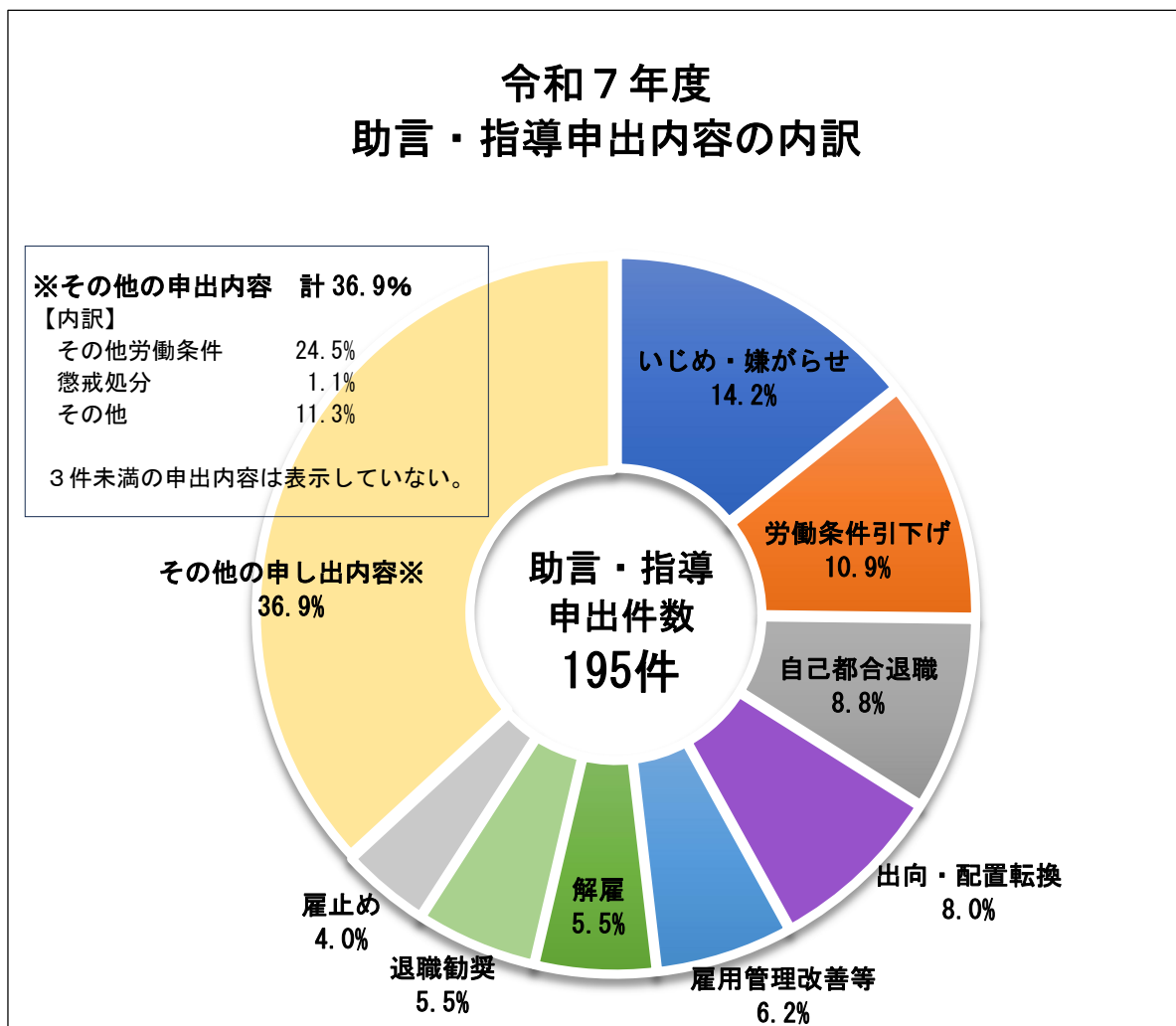
2 北海道労働局長による助言・指導

(1) 助言・指導の申出件数

令和7年度の助言・指導申出受付件数は195件と、前年度より9件減（対前年度4.4%減）となった。

(2) 助言・指導における申出内容の内訳

助言・指導の申出内容は「いじめ・嫌がらせ」に関するものが39件（14.2%）と最も高く、次いで、「労働条件引下げ」が30件（10.9%）、「自己都合退職」が24件（8.8%）で続いた。



(3) 申出人の就労形態別の件数

申出人はすべて労働者だった。

労働者の就労状況は正社員が96件（49.2%）と最も多く、次いで有期雇用労働者47件（24.1%）、短時間労働者35件（17.9%）、派遣労働者6件（3.0%）の順であり、残りはその他が不明である。

(4) 助言・指導の処理状況

令和7年度内に処理を終了したものは196件であり、うち口頭による助言を実施したものは184件(93.8%)、申出人による取下げは5件(2.5%)、打切りになったものは7件(3.5%)だった。

助言・指導の処理に要した期間は、すべて1か月以内だった。助言・指導を実施したが解決に至らず、あっせんに移行した件数は14件(7.1%)だった。

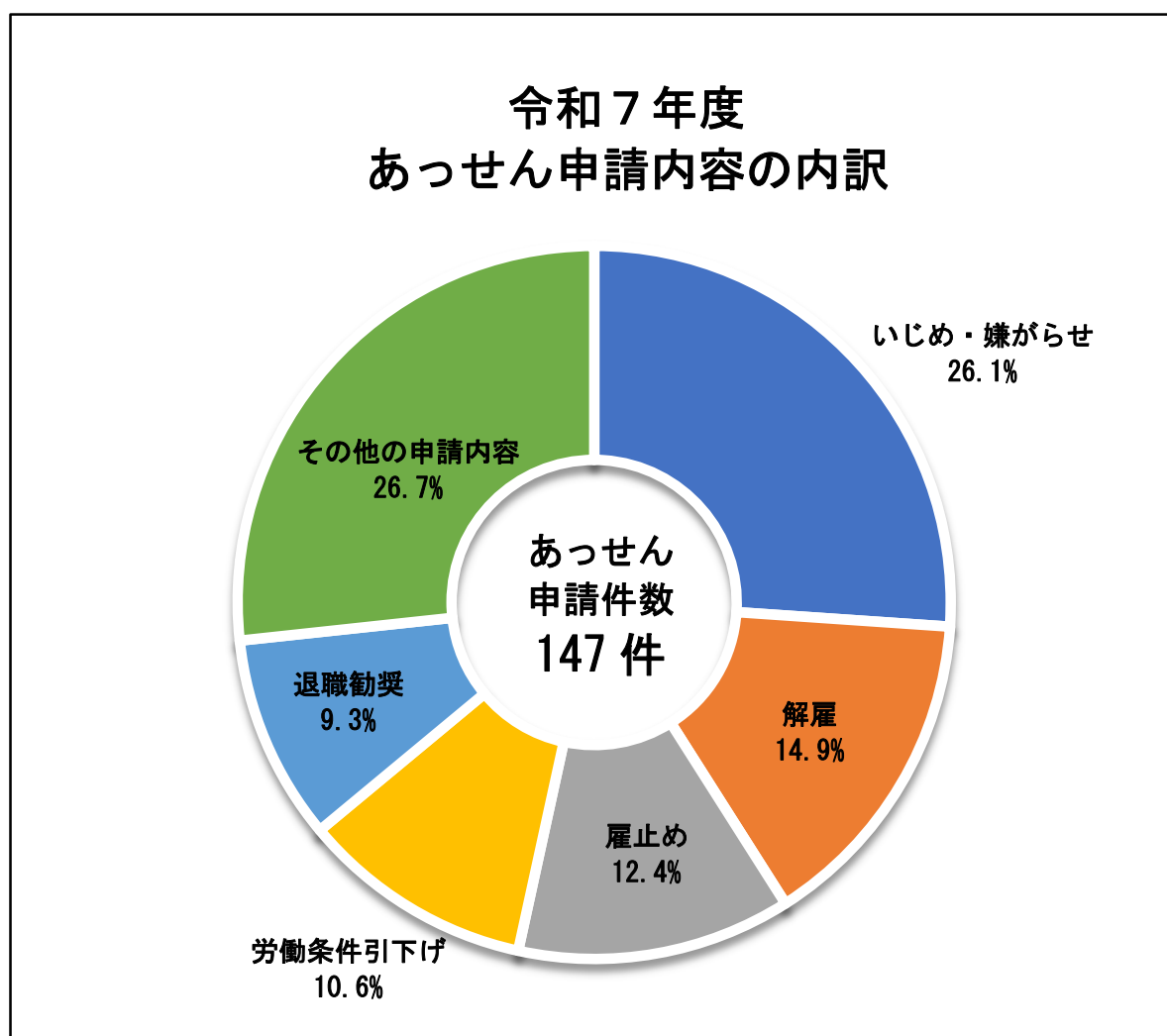
3 北海道紛争調整委員会によるあっせん

(1) あっせん申請の件数

令和7年度のあっせん申請件数は147件と前年度より56件増加(対前年度61.5%増)した。

(2) あっせん申請の内容

あっせん申請内容の内訳は「いじめ・嫌がらせ」に関するものが42件(26.1%)と最も多く、次いで「解雇」が24件(14.9%)、「雇止め」が20件(12.4%)、「労働条件引下げ」が17件(10.6%)の順だった。



(3) 申請者の状況

申請者はすべて労働者だった。

労働者の就労状況は、正社員が 70 件（47.6%）と最も多く、次いで短時間労働者が 32 件（21.7%）、有期雇用労働者が 41 件（27.8%）、派遣労働者 4 件（2.7%）の順で、残りはその他・不明である。

(4) あっせんの処理状況

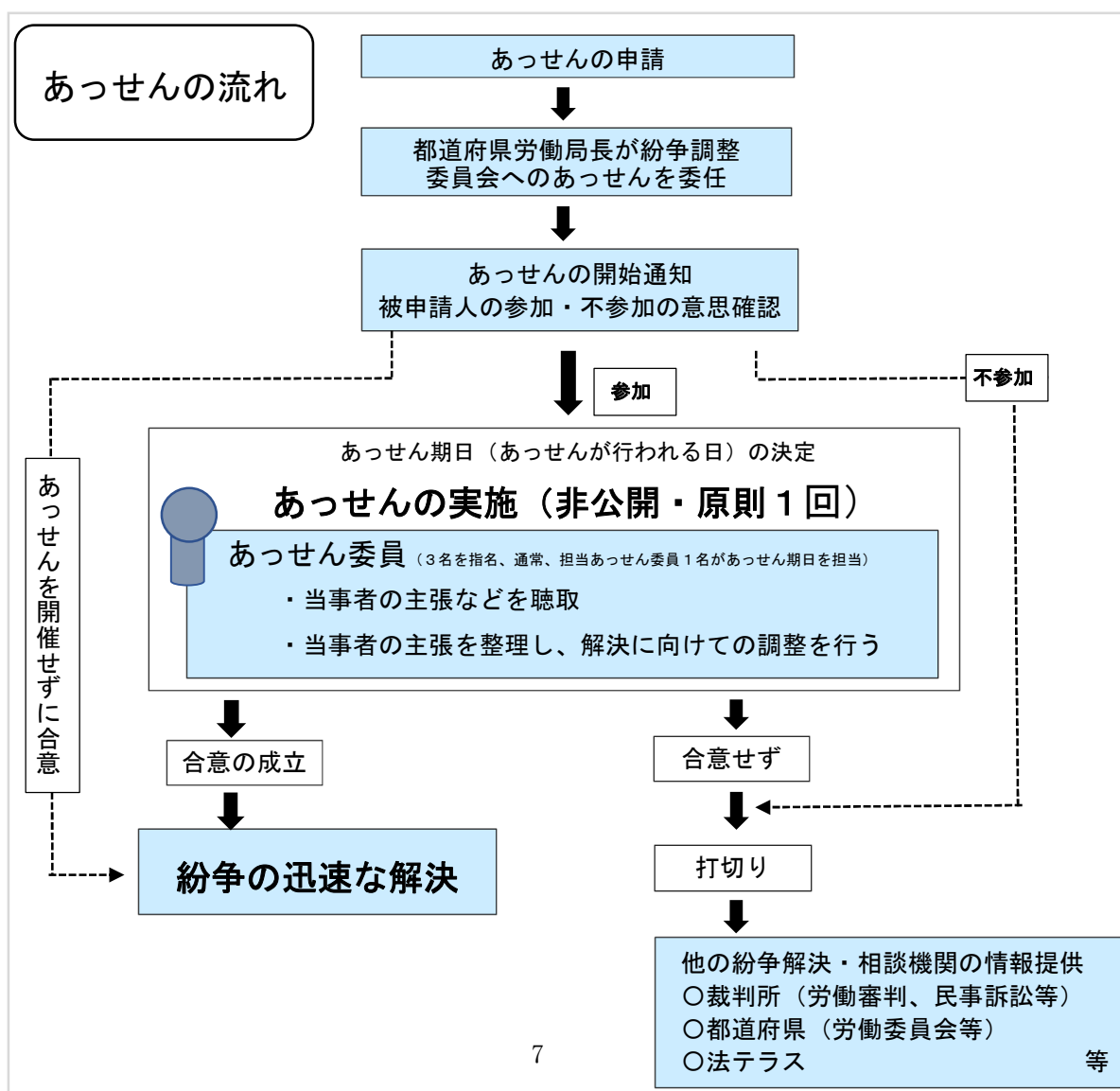
令和 7 年度内にあっせん手続を終了したものは 128 件だった。

そのうち、あっせんを開催したものは 61 件（47.6%）、紛争当事者の一方が不参加のため処理を打ち切ったものは 64 件（50.0%）だった。このほか、申請の取り下げにより手続を終了したものが 2 件（1.5%）だった。

当事者間で合意したものは、あっせんを開催せずに合意した 1 件も含めて 46 件（35.9%）であり、合意に至らなかったものは 16 件（12.5%）だった。

あっせんを開催した場合の合意率は 73.7%だった。

あっせんの処理終了までに要した期間は、2 か月以内が 105 件（82.0%）だった。



【過去５年間にけるあっせんの処理状況】

	あっせんの処理状況			
	処理件数	合意成立件数	合意率※ ¹	参加した場合の合意率※ ²
令和７年度	128	46	35.9%	73.7%
令和６年度	95	23	24.2%	53.4%
令和５年度	119	34	28.6%	56.7%
令和４年度	167	47	28.1%	63.5%
令和３年度	181	55	30.4%	64.7%

※１ 処理件数総数に対する合意成立件数の割合を示したもの。

※２ あっせんへの参加は制度上任意となっており、被申請人が参加した場合の合意率を示す。

労働条件引下げに係る助言・指導

■ 事案の概要

申出人の労働条件通知書に、就業日は「会社が指定する日」と記載されており、これまで数年間は月あたり6～11日のシフトが指定されていたが、突然、被申出人から、来月以降のシフトを月4日にすると告げられた。このシフトでは、年収が40万円程減ってしまい、生活ができないので、申出人は、最低でも月5日のシフトを入れるよう、被申出人に求めたが、受け入れられなかった。

申出人は、労働条件について、申出人と被申出人との間で話し合いの場を設けることを求め、北海道労働局長の助言・指導を申し出た。

■ 助言・指導の内容・結果

被申出人に対し、本件に関する申出人からの申出事項や要望を伝えるとともに、

- ・労働契約法において、労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて、締結し、又は変更すべきものとされていること
- ・同法において、使用者は、労働者に提示する労働条件および労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとされていること

等の説明やこれらの事項を考慮して当事者間での話し合いによる解決を促した。

後日、申出人と被申出人の双方から確認したところ、話し合いの場を設け、月あたりのシフトを5日以上とすることで合意し、解決したことが確認された。

退職に係るあっせん

■ 事案の概要

申請人は、入社後に研修を受けることなく、未経験の業務を行う部署に配属され、業務について上司に質問をしたところ、叱責を受けた。

申請人は体調が悪化し、休職したものの、被申請人から休職制度については説明されず、就業規則の場所も認識していなかった。

申請人は、体調が回復せず、休職期間の延長を申し入れたものの、被申請人から、就業規則に基づき退職扱いとなる旨を伝えられた。

申請人は、被申請人の事業場への復帰は望まないが、休職制度の事前説明及び就業規則の周知なしに退職させられたこと等について、経済的、精神的な損害を被ったものとして金銭の支払いを求めたい、とのことで、あっせんを申請した。

■ あっせんの内容・結果

被申請人は、申請人に休職制度について口頭で説明しており、かつ、就業規則は、労働者がいつでも自由に閲覧できる各事業場の所定の場所に備え付けられており、会社として落ち度はないものの、早期に解決したい意思がある旨を主張した。

あっせん委員からは、申請人と被申請人に、労働契約の内容が就業規則で定める労働条件によるものとなるかどうかは、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働条件に周知させていたと認定された場合である等の法的な留意事項等について説明し、双方の歩み寄りを促したところ、被申請人が解決金として金銭を支払うことで合意した。

総合労働相談コーナーをご利用ください

就活生を含む「求職者」、アルバイト等を含む「労働者」、「事業主」から、

解雇・雇止め

労働条件引下げ

いじめ・嫌がらせ

配置転換

退職

就活セクハラ

など

**仕事・職場でのトラブルのご相談を
匿名・無料で受け付けています**

こんな困りごと、ありませんか？

解雇・雇止め

社長から急に解雇されたが、納得できないので和解金の支払いを求めたい。

解雇・雇止め

契約更新前に、納得出来ない理由で雇止めされたが、復職を求めたい。

解雇・雇止め

業績悪化を理由に整理解雇されたが、退職金の上乗せを求めたい。

配転・引下げ

一方的に異動を命じられ、賃金も減額されたので、その差額を求めたい。

退職

上司から執拗かつ悪質な退職勧奨を受けたことにより退職せざるを得なくなったので、和解金の支払いを求めたい。

退職

退職すると伝えても、後任を見つけないと辞めさせないと言われたが、退職したい。

いじめ・嫌がらせ

同僚からの暴言、嫌がらせを受けやむなく退職したが、納得できないので会社に慰謝料の支払いを求めたい。

就活セクハラ

就職説明会に行ったところ、企業の担当者から2人きりでの食事にしつこく誘われて困っている。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、
「助言・指導」(匿名不可)の実施や、「あっせん」(匿名不可)の
ご案内をしています。
お近くの総合労働相談コーナーをぜひご利用ください。

助言・指導(匿名不可・無料)

労働者などと事業主との間の**紛争※**について、解決の方向を示すことで話し合いを促し、紛争の解決を図ります。

あっせん(匿名不可・無料)

労働者と事業主との間の**紛争※**について、公正・中立な労働の専門家(弁護士など)が調整を行い、話し合いを進めることで、紛争の解決を図ります。(募集・採用に関するトラブルなどは対象外です。)

※ **紛争**とは、紛争の一方の当事者の主張に対し、他方の当事者がそれに同意せず、紛争当事者双方の主張が一致していない状態を言います。自身が不満に思っているだけで、相手に主張を伝えていない状態は紛争に該当しません。

道内の総合労働相談コーナーのご案内

相談受付時間:9:00～16:30(土日祝日・年末年始は閉庁)

(※岩見沢コーナーは9:30～17:00)

相談無料 秘密厳守

●労働局内コーナー

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局 総合労働相談コーナー	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階	011-707-2700

●労働基準監督署庁舎内コーナー(各労働基準監督署の中にあります。)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
札幌中央総合労働相談コーナー	060-8587	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎7 階	011-737-1195
札幌東総合労働相談コーナー	004-8518	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2番5号	011-894-2821
函館総合労働相談コーナー	040-0032	函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎	0138-87-7600
小樽総合労働相談コーナー	047-0007	小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎3階	0134-33-7651
岩見沢総合労働相談コーナー	068-0005	岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126-28-2430
旭川総合労働相談コーナー	078-8505	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館6階	0166-99-4703
帯広総合労働相談コーナー	080-0016	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-97-1242
北見総合労働相談コーナー	090-8540	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	0157-88-3982
室蘭総合労働相談コーナー	051-0023	室蘭市入江町1番地13 室蘭地方合同庁舎	0143-48-4460
苫小牧総合労働相談コーナー	053-8540	苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎	0144-88-8898
釧路総合労働相談コーナー	085-8510	釧路市柏木町2番地12号	0154-45-7834
名寄総合労働相談コーナー	096-0014	名寄市西4条南9丁目16番地	01654-2-3186
滝川総合労働相談コーナー	073-8502	滝川市緑町2丁目5番30号	0125-24-7361
稚内総合労働相談コーナー	097-0001	稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎	0162-23-3833
留萌総合労働相談コーナー	077-0048	留萌市大町2丁目 留萌地方合同庁舎	0164-42-0463
浦河総合労働相談コーナー	057-0034	浦河郡浦河町堺町西1丁目3番31号	0146-22-2113
倶知安総合労働相談コーナー	044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎	0136-22-0206

コーナーでは相談員がお待ちしております。

なお、相談員が不在の場合もありますので、電話で確認の上お越しください。

お電話でのご相談もお気軽にどうぞ。